

就労継続支援 B 型事業所 クルハウス

工賃支給規程

(目的) 第 1 条

この規程は、特定非営利活動法人くるくるネットが運営する就労継続支援 B 型事業所クルハウス（以下「事業所」という。）において、利用者に支給する工賃について必要な事項を定め、利用者の活動状況及び事業所の生産活動の実情に応じた、適正かつ公平な工賃の支給を行うことを目的とする。

(工賃の原資) 第 2 条

- 1 工賃は、生産活動に係る事業の収入から、生産活動を行うために必要な経費を控除した額を基本的な原資として支給する。
- 2 工賃の総額については、生産活動の収入、必要経費、当該年度の事業状況その他の事情を勘案して決定する。

(工賃の支給対象者) 第 3 条

工賃の支給対象者は、事業所を利用し、工賃支給の対象となる活動に参加した利用者とする。

(工賃の対象となる活動) 第 4 条

- 1 工賃の対象となる活動は、生産活動及びこれに関連する活動その他、利用者の就労能力、作業能力、社会参加及び生活能力の向上につながる活動のうち、事業所が工賃支給の対象として定めたものとする。
- 2 対象となる活動には、次に掲げる活動を含むものとする。
 - (1) パソコンを活用した作業
 - (2) 椎茸栽培その他の農作業及び栽培作業
 - (3) 清掃、整理、軽作業その他事業所内外で行う活動
 - (4) 企業、団体その他から受託した作業
 - (5) 施設外就労における活動
 - (6) 商品の製作、販売、イベント等に関する活動
 - (7) 在宅で行う作業及び活動
 - (8) 生産活動に必要な準備、片付け、記録、運搬、管理等の活動
 - (9) 事業所、地域又は関係団体等で行う活動のうち、生産活動又は就労支援につながるもの
 - (10) その他、利用者の就労支援及び生産活動の一環として、管理者が工賃支給の対象とすることが適当と認めた活動
- 3 前項に掲げる活動の具体的な取扱いについては、利用者の障害特性、体調、能力、活動への参加状況及び生産活動の状況等を踏まえて事業所が決定する。
- 4 相談、面談、一般的な学習その他の支援については、それ自体を当然に工賃の対象とするものではない。ただし、生産活動、就労活動又はこれらに付随する一連の活動として実施する場合は、工賃算定上考慮することができる。

(工賃の算定方法) 第 5 条

- 1 工賃は、利用時間、活動内容、活動への参加状況、作業内容、作業量、成果、生産活動収入その他必要な事項を総合的に勘案して算定する。
- 2 通常の活動に係る工賃は、1 時間当たり 200 円を基本単価として算定する。
- 3 工賃算定の基礎となる時間には、実際の作業時間のほか、作業に必要な準備、片付け、打合せ、移動、休憩、体調調整その他一連の活動に必要な時間を含めることができる。
- 4 受託作業、出来高作業その他活動の性質上、時間単価による算定が適当でない場合は、別に作業単価又は出来高単価を定めることができる。
- 5 具体的な工賃単価及び算定方法については、別表「工賃単価表」に定める。

(工賃算定の基礎となる時間) 第 6 条

- 1 工賃算定の基礎となる時間は、利用者が事業所の活動に参加した時間を基本とする。
- 2 前項の時間には、実際の作業時間のほか、当該活動に必要な次の時間を含めて取り扱うことができる。
 - (1) 作業前の準備時間
 - (2) 作業後の片付け時間
 - (3) 作業に必要な打合せ及び確認の時間
 - (4) 作業場所への移動時間
 - (5) 作業の合間の休憩時間
 - (6) 作業待機時間

- (7) 体調を整えながら活動を継続するために必要な時間
 - (8) その他、当該活動を行うために事業所が必要と認めた時間
- 3 休憩時間については、利用者の障害特性、体力、体調等を考慮し、活動を継続するために必要な時間として工賃算定の対象に含めることができる。
- 4 利用者が事業所に滞在している時間のすべてを当然に工賃算定時間とするものではなく、活動内容及び参加状況等を踏まえて事業所が判断する。

（活動時間等の確認）第7条

- 1 工賃の算定に必要な利用時間、活動内容及び参加状況等については、サービス提供記録、活動記録、作業日報、在宅支援記録その他事業所が定める方法により確認する。
- 2 記録方法については、活動内容に応じて簡略化することができる。

（在宅利用者の工賃）第8条

- 1 在宅で活動する利用者についても、事業所内で活動する利用者と同様に工賃支給の対象とすることができる。
- 2 在宅利用者については、活動内容、活動時間、成果物、進捗状況、連絡記録その他必要な事項を確認し、工賃を算定する。
- 3 在宅利用者についても、障害特性及び体調等を考慮し、休憩を含めた一連の活動時間を工賃算定上考慮することができる。

（工賃の計算期間）第9条

工賃の計算期間は、毎月1日から当該月の末日までとする。

（工賃の支給）第10条

- 1 工賃は、前条の計算期間について算定し、原則として翌月末日までに支給する。
- 2 工賃の支給方法は、現金又は利用者本人名義の金融機関口座への振込みその他利用者と事業所が合意した方法による。
- 3 工賃を支給した場合は、利用者に対し、支給額その他必要な事項を通知する。

（欠席及び活動中止等の取扱い）第11条

- 1 利用日に欠席し、工賃対象となる活動に参加しなかった場合は、原則として工賃は発生しない。
- 2 利用者の体調等により予定していた活動を全部又は一部実施できなかった場合は、実際の参加状況等を踏まえて工賃を算定する。
- 3 活動途中に休憩、体調調整その他必要な時間を設けた場合であっても、当該時間を含めて一連の活動として取り扱うことができる。

（工賃の平均額）第12条

- 1 事業所は、関係法令等に基づき、利用者1人当たりの1月当たりの平均工賃額が3,000円を下回らないよう努めるものとする。
- 2 事業所は、生産活動の充実、受注の確保その他の取組を通じて、工賃水準の向上に努める。

（目標工賃）第13条

- 1 事業所は、年度ごとに工賃の目標水準を設定する。
- 2 事業所は、当該年度の工賃の目標水準及び前年度の平均工賃額について利用者に周知する。
- 3 事業所は、関係法令等に基づき、必要な報告を行う。

（工賃単価の変更）第14条

- 1 工賃単価は、生産活動収入、必要経費、受注状況、利用者数その他事業運営上の状況を踏まえ、必要に応じて変更することができる。
- 2 工賃単価を変更する場合は、利用者に対して事前に周知するものとする。

（工賃支給台帳等）第15条

- 1 事業所は、利用者ごとの工賃の算定及び支給状況を確認できるよう、工賃支給台帳その他必要な記録を整備する。
- 2 工賃に関する記録は、関係法令等に基づいて適切に保存する。

（工賃に関する説明）第16条

- 1 事業所は、利用開始時に、工賃の考え方、算定方法、支給方法その他必要な事項を利用者に説明する。
- 2 工賃の算定方法又は工賃単価等について重要な変更を行う場合は、その内容について利用者に説明又は周知する。

(個別事情への配慮) 第 17 条

- 1 工賃の算定に当たっては、障害特性、体調、年齢、生活状況その他利用者個々の事情を考慮し、過度な作業負担や活動参加の強制につながらないよう配慮する。
- 2 工賃額の多寡のみを理由として、利用者に不利益な取扱いを行わない。

(その他) 第 18 条

この規程に定めのない事項又はこの規程の運用について疑義が生じた場合は、関係法令等を踏まえ、特定非営利活動法人くるくるネットと事業所管理者が協議して定める。

附則

この規程は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別表 工賃単価表

活動区分	工賃単価
通常の活動	1 時間 200 円
在宅での活動	1 時間 200 円
清掃・準備・片付け等	1 時間 200 円
個別に単価を設定する受託作業	作業ごとに定める
出来高による作業	作業ごとに定める
その他	事前に定める額